

平成 28 年 7 月 7 日

認証部長

## 海外法人の認証を段階的に開始

平成 27 年度 6 月 19 日開催の社員総会にて、海外法人の認証を段階的、限定的に開始することを決議しました。これを受けて海外展開検討分科会にて具体的な実施方法を検討したところ、平成 28 年度より、次のとおり実施することになりました。

是非、貴社の関連先海外法人に SEK マークの取得を進めて下さいますよう、お願い致します。

### ■申請方法：

日本法人（協議会の会員）を代理人とする申請（第一段階）

- A. 海外の合弁会社とその日本本社（会員）を代理人として申請
- B. 海外籍の法人がその日本支社（会員）を代理人として申請
- C. 海外籍の法人が日本籍の商社や販売先（会員）を代理人として申請

### ■申請できる国又は地域：商標が登録されている国又は地域に限定（但し、EU は除く）

（中国、台湾、香港、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、トルコ）

### ■申請できるマーク：試験方法が ISO になっている十字マークに限定（但し、赤マークは除く）

（抗菌防臭加工、制菌加工[一般用途]、光触媒抗菌加工、抗かび加工、抗ウイルス加工）

### ■認証システム：現状と全く同じとする。

（但し、認証基準、申請様式、SEK マーク、及びパンフレットは英字版を準備）

⇒申請代理人は会員としての契約を締結しているため、改めて申請代理人としての契約はしない。

（海外申請人との契約を締結し、申請代理人には手続き代行以上の責任を課さないことにする為）

問合せ先：大阪支所／認証部（06-6358-7747、susos@sengikyo.or.jp）

以上